

## 答申書

### 1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が平成29年11月29日に提起した処分庁（山形県知事）による精神障害者保健福祉手帳不交付決定処分（以下、「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### (1) 審査請求人

本件処分の取消しを求める。

○年間通院を継続しており、通院や服薬を停止すると動悸やふらつきが止まらず、生活ができない。

却下理由が「仕事ができている」とのことだが、仕事は通院と生活のために行っており、なおかつ、薬物療法や入院をしていろいろ試したが、病気は回復しておらず、定着している。

処分庁の審査方法や判断基準の理由も到底納得できない。

#### (2) 審査庁

本件処分を不当とすべき事実は認められないことから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 3 審理員意見書の要旨

#### (1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### (2) 審理員意見書の理由

##### ア 本件処分に係る手続について

本件処分は、「山形県精神障害者保健福祉手帳事務処理要領」に基づき、精神保健指定医3人が出席する「精神障害者保健福祉手帳並びに自立支援医療支給認定判定会」（以下「判定会議」という。）を開催し、判定会議において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条の規定に定める精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付の可否を判定したものであり、判定の過程における不備は認められない。

イ 本件処分の申請時に提出された診断書における精神障がいの状態と精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「政令」という。）で定める障害

等級判定基準における障害の状態の比較について

障害等級の判定において、本件処分の申請時に提出された診断書（以下「本件診断書」という。）における精神疾患（機能障害）の状態については、精神保健指定医がその病名と病状により手帳の交付に該当する症状は示していないと判断された。

能力障害（活動制限）の状態については、現在の生活環境や就労状況において、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか又は制限を加えることを必要とする程度の状態にあるとは認められないと判断された。また、審査請求書において、通院及び服薬中断時の症状の発現を述べていることから、適切な医療を受けている状態において、活動の制限を受けているとは認められないと考えられる。

よって、手帳の交付に至らないと決定をした判定については、審査請求人の病状及び障がいの程度、日常生活や社会生活の状況等を総合的に考慮し、適切に判断されたものである。

#### ウ 判断

上記ア及びイにより、本件審査請求の対象となる手帳交付の可否の判定を不当とすべき事実は認められない。

#### 4 調査審議の経過

平成 30 年 4 月 5 日 審査庁からの諮問の受付

平成 30 年 4 月 17 日 調査審議（第 5 回審査会）

平成 30 年 5 月 18 日 調査審議（第 6 回審査会）

#### 5 審査会の判断の理由

##### (1) 精神障害者保健福祉手帳制度について

本件処分の根拠となる精神障害者保健福祉手帳制度は、法第 45 条の規定に基づき、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもので、手帳の交付を受けた者に対して各方面の協力を得て各種支援策が講じられやすくし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。

都道府県知事は、法第 45 条第 1 項及び第 2 項並びに政令第 6 条の 2 の規定により、申請者から市町村長を経由してなされた手帳の交付申請に基づき審査を行い、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないとされている。また、法第 45 条第 3 項において、審査の結果、申請者が同条第 2 項の政令で定める精神障害の状態にないと認めたときは、都道府県知事は、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならないとされている。

手帳は、申請者の精神障がいの程度により、政令第 6 条第 3 項に定める 1 級、2 級及び 3 級の 3 段階に障害等級が分かれており、等級の判定は、申請書とともに提出された「精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書」又は「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証す

る書類の写し」をもとに決定される。また、法第6条第2項第4号の規定に基づき、法第45条第1項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものは都道府県の精神保健福祉センターが行うものとされており、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）においても、医師の診断書が添付された申請について手帳の交付の可否及び障害等級の判定を精神保健福祉センターに行わせることとされている。

政令第6条第3項に係る障害等級の判定の具体的な基準は、「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（平成7年9月12日厚生省保健医療局長通知別紙。以下「判定基準」という。）において定められている。判定基準において、障害等級の判定の手順は、「精神疾患の存在の確認」、「精神疾患（機能障害）の状態の確認」、「能力障害（活動制限）の状態の確認」、「精神障害の程度の総合判定」という順を追って行われることとされている。

障害等級のうち3級は「精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」の状態であるとされており、その状態に至らない場合は、手帳の交付がなされないこととなる。

また、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「課長通知」という。）において、精神疾患（機能障害）の状態の判定及び能力障害（活動制限）の状態の判定は、「現時点での状態のみでなく、おおむね過去2年間の状態、あるいは、今後2年間に予想される状態も考慮する。」及び「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする。」とされている。このため、交付の可否の判定及び障害等級の判断は精神障がい者が適切な医療を受けている状態においてその障がいの程度を判定することと解される。

以上の規定に基づき、申請者の障がいの状態が判定基準に定める障害の状態に該当するか否かの判定、申請の審査及び手帳の交付が行われる。

## (2) 精神疾患（機能障害）の状態にかかる判定の妥当性について

本件処分において、判定した精神保健指定医3人は、本件診断書に記載されている主たる精神障害「うつ病」及び審査請求人の病状の経過を踏まえ、精神科診断学的な観点から非精神病性障害に該当すると判断している。あわせて、非精神病性障害における障害等級の判定には、判定基準に定める精神疾患（機能障害）の状態のうち、「その他の精神疾患の場合にあっては、統合失調症などの精神病性障害相当の病状に準ずる」とされているところ、判定した精神保健指定医3人は、それらに該当する症状は示されておらず、審査請求人にみられる病状は、より心理環境的な要因によるものと判断している。

弁明書を確認したところ、主たる精神障害であるうつ病は精神医学的に幻覚や妄想などが著明に見られている場合を除いては精神病性障害とは理解されておらず、非精神病性障害とされており、一般的にその病状・障がいが経過の中で流動的であること、治療及び環境調整等によって病状の回復が期待できる側面がある

ことが特徴として挙げられている。

以上のことから、判定した精神保健指定医が、本件診断書の記載内容から審査請求人の病状が非精神病性障害に該当し、かつ、その障がいの状態が判定基準に定める精神疾患（機能障害）の状態に該当しないと判断したことについて、違法又は不当な点は認められない。

(3) 能力障害（活動制限）の状態にかかる判定の妥当性について

能力障害（活動制限）の状態の判定については、判定基準において対象となる能力障害（活動制限）の状態が定められている。また、課長通知によると、その判定に当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮すること、その判断は、治療が行われていない状態で判断することは適当ではなく、十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とすること、精神障害者保健福祉手帳診断書（健医発第1132号、別紙様式2）の「生活能力の状態」欄等を参考にすのほか、診断書のその他の記載内容も参考にし、総合的に判断することとされている。

以下、本件処分における能力障害（活動制限）の状態の判定の妥当性について検討する。

本件処分において判定した精神保健指定医3人は、本件診断書における現在の生活環境や就労状況の記載において、審査請求人は現に単身で生活するとともに勤務制限の記載がない状態で就労を行っていることと認められることから、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度」の状態、つまり障害等級3級に相当する障害の状態にあるとは認められないと判断している。

一方、審査請求人は反論書において「却下理由が仕事をしているからということに納得いかない」と主張している。

この点に関して審査会が「精神保健福祉手帳の交付の可否の判定において、現に単身で生活するとともに勤務制限がない状態で就労を行っている場合のとりえ方」について行政不服審査法第74条の規定に基づき審査庁に説明を求めたところ、判定した精神保健指定医は、精神障害の中心である障害は生活障害であり、障害者基本法第2条に定める障害者の定義から見ても、単身生活で勤務制限がない状態で就労を行っている場合は、精神障害者には当たらないと解される、と説明している。

また、判定基準別添2「障害等級の基本的なとりえ方」のうち(3)3級において、「例えば、～（中略）～デイケア、障害者総合支援法に基づく自立訓練、就労移行支援や就労継続支援等を利用する者、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる。」とされているところ、診断書上でこれらのいずれかに該当する就労制限を課す診断が示されていないと認められる。

以上のことから、審査請求人が現に単身で生活するとともに勤務制限の記載がない状態で就労もを行っていることを根拠として、「精神障害の状態が、日常生活又

は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」とする障害等級3級の障害の状態には該当しないとする精神保健指定医の判定は不合理とは言えず、その判定を受けて本件処分を行った処分庁の判断について、違法又は不当な点は認められない。

なお、本件診断書中⑦生活能力の状態のうち「3 日常生活能力の程度」において「(4)精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」と診断されている点に関する判定上の考え方について、検討する。

課長通知によると、上記(4)に掲げる日常生活能力の程度は障害等級において概ね1級程度とされ、その程度は、食事、保清、金銭管理、危機対応に重大ないしは完全な問題があり、「常に援助がなければ自ら行い得ない」程度のこととされている。また、判定基準別添2「障害等級の基本的なとらえ方」のうち1級については、「精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの」とされている。

これら関係規定の解釈を踏まえると、本件診断書において上記(4)に掲げる日常生活能力の程度に診断されたことをもってただちにおおむね1級程度と解すべきではなく、課長通知において「生活能力の状態」欄等を参考にするほか、診断書のその他の記載内容も参考にして、総合的に判断するものとされていることから、上記(4)に掲げる日常生活能力の程度の診断を踏まえてもなお、判定基準に定める障害の状態には該当しないとする判定は十分理解できるものであり、妥当であると考えられる。

#### (4) 障がいの状態の判定について

上記(1)から(3)まで検討した結果、本件診断書における精神障がいの状態が政令で定める障害等級に該当せず、手帳交付に至らないと決定した判定については、判定基準に基づき審査請求人の病状及び障がいの程度、日常生活や社会生活の状況等を総合的に考慮して判定されたものであると認められることから、本件処分について違法又は不当な点はない。

#### (5) 本件処分における手続と審査方法の妥当性

上記(1)で示したとおり、実施要領において、医師の診断書が添付された申請について手帳の交付の可否及び障害等級の判定を精神保健福祉センターに行わせることとされている。また、「判定を行う委員は、原則として精神保健指定医とすることが望ましい。」とされている。

本県においては、当該判定について、「山形県精神障害者保健福祉手帳事務処理要領」に基づき、精神保健指定医3名が出席する判定会議において手帳の交付の可否を判定することと定められている。本件処分の決定に当たっても処分庁が判定会議における手帳の交付の可否の判定に基づき本件処分を行ったことが認められる。

なお、審査会が「判定会議における意思決定の過程」について行政不服審査法

第74条の規定に基づき説明を審査庁に求めたところ、判定会議の構成員である精神保健指定医3人に対して本件診断書を提示して意見を求め、全会一致で手帳の交付の可否及び障害等級の判定を行っているとの説明があった。

よって、本件処分は法令等の規定に基づき手続が行われていることが認められ、かつ、同規定に基づく判定会議における審査方法は本件処分においても精神保健指定医3人による合議により審査されていることを踏まえると、手続上違法又は不当な点はない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

(6) 結論

以上のとおりであることから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里